

ASAHI NEWS

令和6年9月10日
第174号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 9月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

9月30日：3月決算法人の中間決算日

経営・経済

9月12日：第3四半期の法人企業景気予測調査(財務省・内閣府)

9月18日：貿易統計発表(財務省)

9月19日：日銀金融政策決定会合(日銀、20日まで)

9月19日：4～6月期の米経常収支発表(米・商務省)

9月20日：植田和男日銀総裁会見(日銀)

9月20日：全国消費者物価指数発表(総務省)

9月26日：4～6月期の米GDP確定値(米・商務省)

9月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「代表取締役等住所非表示措置」

令和6年10月1日より代表取締役等住所非表示措置が施行されます。

そこで今号では、「代表取締役等住所非表示措置」と見落としがちである「役員変更登記(重任登記)」を取り上げます。

制度の概要

代表取締役等住所非表示措置とは、株式会社の代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書や登記情報提供サービス等に表示しないこととする措置になります。

代表取締役等住所非表示措置が講じられると、登記事項証明書等に表示される代表者等の住所は**市区町村まで(東京都においては特別区、指定都市においては区まで)**記載されます。

【登記事項のイメージ】

役員に関する事項	取締役	〇〇 〇〇	→	役員に関する事項	取締役	〇〇 〇〇	
	東京都世田谷区〇〇〇丁目〇番〇号 代表取締役	〇〇 〇〇				東京都世田谷区 代表取締役	〇〇 〇〇
	監査役	〇〇 〇〇				監査役	〇〇 〇〇

申出の手続き・注意点

【申出の手続き】

➤ 登記申請と同時に申し出ること

設立の登記、代表取締役等の就任登記、住所移転の変更登記等の代表取締役等の住所が登記される申請と同時に申出を行う必要があります。

➤ 所定の書面を添付すること

上場会社である株式会社と上場会社以外の株式会社で書面は異なります。



【注意点】

代表取締役等住所非表示措置が講じられると、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなります。それに伴い次のような場合に不都合が生じることが想定されます。

・金融機関から融資を受ける場合 ・不動産取引等を行う場合

そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前には**慎重に検討する必要があります。**



役員変更登記(重任登記)

株式会社や一般社団法人等(※特例有限会社や合同会社等は除く)については、定款により**役員の任期が定められています**。定款で定める任期が終了する事業年度のうち最終の定時株主総会の終結時が任期満了となります。なお、同じ人が役員を続ける場合であっても**再任という事で役員変更登記(重任登記)が必要**となります。

役員の任期	定款に定める任期が終了する事業年度のうち最終の定時株主総会の終結時まで
登記の期限	登記の事由が発生してから 2週間以内
ペナルティ	裁判所から 100万円以下の過料 を科される可能性があります。
放置し続けると…	法人の種類(株式会社や一般社団法人等)によって異なりますが、一定の年数が経過すると休眠会社とされ、いずれは 登記官の職権により解散の登記が行われます 。



令和6年度税制改正～イノベーションボックス税制～

令和6年度改正では、わが国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化するため、民間企業による知財の創出等に向けた研究開発投資を促進するイノベーションボックス税制が創設されました。

青色申告書を提出する法人が特許権譲渡やライセンス収入取引を行った場合に、その取引に係る所得金額のうち、主に国内で自ら行った研究開発の割合に相当する金額の30%を損金に算入することができます。

概要

経済産業省により策定中のガイドラインなど今後公表される資料で、対象となる知財の範囲や関係省庁による確認などの手続き、所得の計算方法等について、より詳細が明らかになっていくと見込まれます。

対象となる取引 (「特許権譲渡等取引」)	① 青色申告書を提出する法人が行った、居住者又は内国法人(関連者(※1)を除く)に対する特定特許権等の譲渡 ② 他の者(関連者を除く)に対する特定特許権等の貸付け(特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む)
対象期間	令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度(7年間)
対象となる特許権等 (「特定特許権等」)	次のうちわが国の国際競争力強化に資するもの(「適格特許権等」といいます)として財務省令で定めるもので、対象法人が令和6年4月1日以後に取得又は製作したもの ① 特許権 ② 人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権
損金算入額 (所得控除額)	次の①又は②のいずれか少ない金額×30%(所得控除率) ① 各事業年度の特許権譲渡等取引ごとに下記算式で計算した金額の合計額(※2) $\text{その特許権譲渡等取引に係る所得金額} \times \frac{\text{分母に含まれる適格研究開発費(※3)の合計額}}{\text{対象事業年度及びそれ以前(令和7年4月1日以後開始事業年度に限る)に生じたその特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発費(※4)の合計額}}$ ② 対象年度の所得金額として一定の方法により計算した金額

該当する保有知的財産からライセンス収入、著作権使用料などを得る取引

この比率が「主に国内で自ら行った研究開発費の比率(自己創出比率)」に相当します

(※1) 関連者:

法人で、適用対象法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済み株式等(その他方の法人が保有する自己の株式を除く)の総数の50%以上を直接又は間接に保有する関係その他一定の特殊の関係のあるもの

(※2) 対象所得額の算定の特例:

対象事業年度が令和9年4月1日以後開始する事業年度である場合又は特許権等譲渡取引に係る特定特許権等の全てについて、令和7年4月1日以前開始事業年度にその特許権等に直接関連する研究開発費がなかった場合のほかは(例えば令和8年3月決算期に適用する場合)、①の金額は各譲渡等取引ごとに計算した額の積み上げではなく、対象事業年度の特許権譲渡等取引全ての所得、対象となる研究開発費、適格研究開発費の合計で計算します。

また、自己創出比率の計算における分母の金額の範囲が、対象事業年度及びその前2事業年度(令和8年3月決算期に適用する場合の例では令和6年3月決算期以降)の対象となる研究開発費によって計算されます。

(※3) 適格研究開発費:

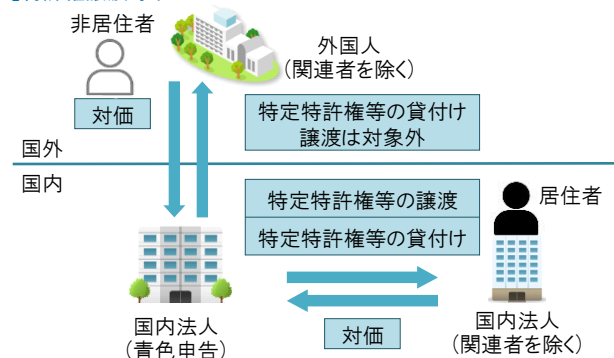
- 分母となる研究開発費のうち、次に掲げるもの以外のもの
- ① 特許権等譲受取引によって生じた研究開発費の額
 - ② 適用対象法人の関連者(外交法人に限る)に委託する研究開発費とされる一定の額
 - ③ 内国法人である適用対象法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額

(※4) 研究開発費:

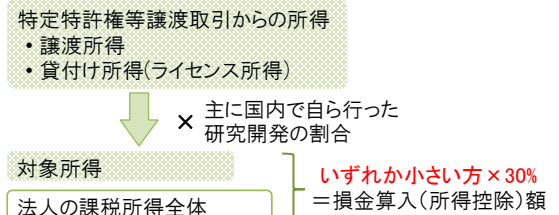
- ① 研究開発に要した費用(次の金額を除く)のうち各事業年度に研究開発費として損金経理をした額
 - ・資産の償却費、除却及び譲渡による損失の額
 - ・負債の利子その他これに類するものとされる一定の額
- ② 各事業年度に事業供用した資産の取得及び事業に供用するために支出した金額のうち研究開発に関連する部分の一定の金額

対象取引と所得控除額のイメージ図

【特許権譲渡等取引】



【損金算入(所得控除)額】



出典:国税庁「令和6年度法人関係法令の改正の概要」、経済産業省「イノベーション拠点税制の検討経緯と課題について」を加筆修正